

令和4年8月24日

保護者の皆様へ

尼崎市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る感染者の濃厚接触者の特定と  
行動制限並びに積極的疫学調査の見直し等について

保護者の皆様におかれましては、平素より本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る感染者の濃厚接触者の特定と行動制限並びに積極的疫学調査につきましては、オミクロン株の特徴を踏まえ、クラスターが疑われる場合を除き、市立中学校・高等学校においては既に実施していませんが、この度、本市保健所長より、保育・教育施設における疫学調査等の方針の見直しについて示されました。8月25日以降、以下のとおり一部対応を変更いたしますので、お知らせいたします。

教育委員会としましては、学校関係者の陽性者把握は引き続き必要となりますので、保護者の皆様から学校園に対する陽性報告は継続してお願いします。

今後とも感染予防の取り組みにご理解、ご協力の程よろしく願いいたします。

○8月25日以降の疫学調査等方針について

学校を含め地域において新型コロナウイルス感染症の発生が確認された場合、保健所等は濃厚接触者の特定や行動制限を含めた積極的疫学調査を実施することが基本となりますが、オミクロン株が感染の主流である間は、同株の特徴を踏まえ、地域の実情に応じ、感染するリスクの高い同一世帯内や、重症化リスクの高い方々が多く入所・入院する施設を対象に集中的に実施することとされています。

以上のことから、疫学調査等の方針については、これまでの市立中学校・高等学校に加え、市立幼稚園・小学校・あまよう特別支援学校においても濃厚接触者の特定・行動制限並びに積極的疫学調査は行わないこととなりました。ただし、クラスター（同時に5人以上集団感染が発生）が疑われる場合には、疫学調査を実施いたします。

※8月25日以降の「幼稚園に係る休業」の取扱いに関しましては、令和4年1月21日付けの「学校園において新型コロナウイルス感染者が確認された場合の休業等の取扱いについて2（2）」に準じて運用いたします。

○臨時休業措置の取扱いについて

今般報道されております臨時休業措置の取扱い（範囲や条件）につきましては、既に尼崎市においては運用してきたところです。引き続き、同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その間で感染経路に関連のない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖は原則行いません。

以上